

きくがわ環境だより

発行：菊川市環境推進課



森づくり大作戦企画！

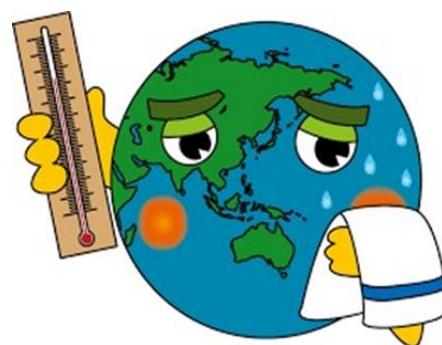
くぬぎの木を植えてもいい場所、若しくは植えてくれる方を募集しております。

●くぬぎの木（10～15 cm）竹ばち入り

竹ばちごと植えることができます。

地球はもっともっと熱くなる！と予想されます。

二酸化炭素を減らし、カブトムシを増やしてみませんか？



NPO 里山再生クラブの今年の活動予定

- ★10月6日(土) 9:00～竹活用意見交換会
- ★10月26日(金) 9:00～森づくり大作戦(竹の伐採・粉砕)
- ★11月3・4日(土・日) 10:00～菊川市文化祭
- ★11月18日(日) 9:00～菊川市産業祭
- ★11月30日(金) 9:00～森づくり大作戦(竹の伐採・粉砕)
- ★12月27日(木) 9:00～森づくり大作戦(竹の伐採・粉砕)

興味のある方はぜひ、環境推進課へご連絡ください。



問い合わせ：菊川市環境推進課

0537-35-0916

■気付かないうちに近所迷惑になっていませんか？

洗濯物に臭いがつく、煙を吸って体調が悪くなった。野焼きによる火災の発生など

※野焼きにより書類送検された事例があります。

原則、

野焼き禁止

○野焼き禁止の例外の焼却について

例外の場合でもむやみに焼却してはいけません。

1. 苦情があった場合には、野焼きの中止をお願いします。
2. 風向きや時間帯を考慮して**最小限度の量**で留めてください。
3. 乾燥注意報・強風注意報が発令されている時は、野焼きをしないでください。

- ◆国や地方公共団体が施設の管理のために行う焼却
(例：河川敷の草焼き、道路側の草焼き)
- ◆震災などの災害の予防・応急対策または復旧のために行う焼却
(例：災害時の応急対策、火災予防訓練等)
- ◆風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な焼却
(例：どんど焼き等の行事における門松やしめ縄などの焼却)
- ◆農業・林業などを営むために行う焼却
(例：農業者が行う稲わらの焼却、林業者が行う伐採した枝条の焼却)
- ◆日常生活を行う上で行われる軽減な焼却
(例：落ち葉焚き、キャンプファイヤー)

○農業・林業などを営むために行う焼却について

このことについて市民からの問合せが数多くあります。例外規定として焼却行為は認められておりますが**周囲の方に了承を得るよう**をお願いします。

※周囲の了承を得ても苦情があれば、野焼きの中止をお願いします。

○野焼き禁止の例外の焼却を行う場合の事前の手続き

火災予防条例に基づき、「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書*」を菊川市消防署に提出してください。電話及び電子申請による受付も行っています。この届出書は、消防機関が野焼きの実施状況を把握するものです。

(受理をもって他の法令に係る廃棄物の焼却行為を許可するものではありません)

※「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書」様式の取得

菊川市ホームページ：くらし→消防本部→予防課→野焼き注意事項

<http://www.city.kikugawa.shizuoka.jp/shoubouhonbu/nyakityuuijikou.html>

問い合わせ：菊川市環境推進課 0537-35-0916
菊川市消防署 0537-35-0119